

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第10回沖縄県最低賃金専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年8月22日(金) 14:00~18:32
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用中会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 3名(上江洲純子、金城智誉、城間貞 敬称略)
 - 労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略)
 - 使用者代表委員 3名(喜友名朝弘、田端一雄、津波古透 敬称略)
 - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題等
 - (1) 改正額調整
 - (2) その他
- 5 配布資料
 - (1) 消費者物価指数について

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会
第10回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

崎原賃金室長

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第10回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

始めに、各委員の出欠の状況です。

皆様、全員出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

これからの議事進行につきましては、上江洲部会長にお願いしたいと思います。

上江洲部会長

はい、皆様こんにちは。

それでは、第10回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員は、照喜名委員、お願いいたします。

使用者側委員は、津波古委員、お願いいたします。

（両委員、了解）

上江洲部会長

次第1は「改正額調整」となっていますが、その前に、事務局から何かありますか。

崎原賃金室長

はい、お配りしている資料の説明をさせていただきます。

なお、資料の説明をもって、委員からのご質問、「消費者物価指数の都道府県別のデータの有無の状況は如何に」に対する回答とさせていただきます。

資料をご覧ください。

この資料は、8月14日に開催されました第7回専門部会で配付した資料に、新たな内容を追記したものになります。

資料の1ページ目と2ページ目は、第7回専門部会で配付した資料と同一の内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

3ページをご覧ください。

「5 消費者物価指数の調査から公表まで」では沖縄県における調査及び公表の手順と、総務省における集計及び公表の手順を記載しております。

沖縄県における調査では各世帯又は各店舗に配付された個別調査票を調査員が回収し、沖縄県が報告を受け、沖縄県は総務省に報告します。

沖縄県においては、調査票データの計算等を行っておりません。

また、沖縄県では、政府統計の総合窓口 e-Stat で公表されているデータから、沖縄県のデータを抜き出して加工し、沖縄県ホームページに掲載しています。

総務省においては、各都道府県から報告されたデータを基に指数を算出し、e-Stat に消費者物価指数を掲載しています。

「6 消費者物価指数の公表内容」について説明いたします。

e-Stat では、消費者物価指数の結果の概要とともに、27種類の統計表と、1つの参考表（主要国の消費者物価指数変化率）が公表されています。

中央最低賃金審議会資料で示され、また、中賃審公益委員見解で言及された指数と、e-Stat で公表されている統計表との対応関係は、4ページの表のとおりです。

第3表は中分類指数であるので、総務省において地方別・県庁所在地別の指数を算出していますが、第12表及び第13表は中分類指数ではございませんので、総務省において地域別・県庁所在地別の指数を算出していません。

なお、中賃審資料で示され、また、中賃審公益委員見解で言及された消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）のA・B・Cランク別の指数値は、県庁所在地都市における指数値を、中賃審の事務局である厚生労働省労働基準局賃金課がランク別に仕分けし、単純平均し、その対前年上昇率を算出したものです。

最後に、本資料は、『消費者物価指数のしくみと見方』—2020年基準消費者物価指数—総務省統計局』及び総務省統計局ホームページを参考にし、また、総務省統計局消費統計課、沖縄県企画部統計課及び厚生労働省労働基準局賃金課に取材した結果を基に、事務局において作成したことを申し添えます。

以上になります。

上江洲部会長

ただいま、事務局から資料の説明がございました。

この点に関して、委員から何か質問ございますか。

(田端委員挙手)

上江洲部会長

はい、田端委員。

田端委員

はい、事務局からの説明どうもありがとうございました。

資料の4ページにあります、第12表の基礎的支出項目、第13表の頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目が記載されていて、その資料の在りかも事務局から教えていただきました。

ありがとうございました。

中分類指数ではないので、各都道府県のデータがないことも分かりました。

厚労省があえて各都道府県のデータではなく、公表されているデータを基にして算出したということも理解できました。

ただ、中賃の答申の考え方としては、基礎的支出項目、頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目が高くなっているのので、中賃の目安を出すにあたり、重要な要素になると考えられますが、それについて具体的な回答がなかったことは非常に残念に思います。

特に、14日の専門部会で回答がありましたが、厚生労働省の回答では「特定の指標に偏ることなく、また四則演算によることなく、総合的に勘案し目安を定めた」と言っていました。具体的にどのような勘案をしたのか、全然明らかになっていないのは極めて残念ということを申し添えます。

私からは以上です。

上江洲部会長

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲部会長

では、本日の次第1「改正額調整」に入ります。

改めての額の確認ですが、前回、労働者側は73円引き上げの1,025円、使用者側は61円引き上げの1,013円の提示となっております。

前回、公益が労使それぞれに入らせていただいて、考え方等について確認いたしました。

労使委員のご尽力のおかげで差はかなり縮まってまいりましたが、まだ12円の開きがございますので、本日も改めて調整をお願いし、額の提示をしていただくことといたします。

それでは、一旦休会とさせていただきます、公益委員が労働者側委員、使用者側委員と個別に話し合いを持たせていただきます。

毎回ですけれども、傍聴人のみなさまは、開始早々申し訳ございませんが、休会中は一旦退出していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

それでは、休会いたします。

(休会)

(傍聴人退出)

(二者協議)

(二者協議終了後、事務局は傍聴人の再入室を案内)

上江洲部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

長時間にわたって、調整ありがとうございました。

公益が個別に意見をお伺いし、改めて金額調整していただきました。

その結果、労働者側は69円引き上げの1,021円の提示、使用者側は65円引き上げて1,017円の提示をいただいております。

労使それぞれかなり歩み寄っていただいたのですが、提示額にはまだ差がありますし、次回の調整の際には附帯決議も含めて調整をさせていただきたいところです。

ここまでで、各委員から何かありましたらお願いいたします。

(特になし)

上江洲部会長

では、次第2は「その他」となっていますが、事務局何かありますか。

崎原賃金室長

日程の確認をお願いいたします。

次回、第11回目の専門部会は8月26日開催で、時間については先ほど調整いただいた13時30分から、また、本審は16時から開催ということについて、改めてご確認のほどよろしくをお願いいたします。

上江洲部会長

事務局から日程の確認を、とのことですが、開始時間については先ほど調整させていただきました。

8月26日火曜日は元々14時と調整させていただいたところ、13時30分開始に変更させていただいてよろしいでしょうか。

(委員、了解)

上江洲部会長

では、8月26日は13時30分から第11回専門部会を開催し、最終調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

これで本日の第10回専門部会を閉会いたします。

お疲れ様でした。